

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和48年12月にA市の幼稚園を退職した後、国民年金への任意加入手続を行った。

昭和49年1月からの保険料を納めてきたので未納は無いと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の任意加入手続を昭和49年1月24日に行い、同年2月4日に保険料の口座振替手続を行ったことがA市役所作成の国民年金被保険者名簿により確認できること、当該加入手続及び口座振替手続時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳のときから母親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、母親から具体的な保険料の納付方法について聞いたことは無く、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和48年5月30日に払い出されていたことが確認できること、特殊台帳により、47年7月から48年3月までの保険料は49年10月に過年度納付され、申立期間直後の47年4月から同年6月までの保険料は49年12月3日に第2回特例納付により納付されたことが確認できること、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年12月まで

私の父は、私が大学を卒業した昭和54年4月頃に国民年金の加入手続きをしてくれ、父が管理していた祖父の口座から国民年金保険料を納付してくれていた。

信用金庫の流動性預金移動元帳兼残高一覧表(昭和56年3月から60年1月までの期間)には、3人分の保険料が引き落とされたことが記載されており、申立期間当時同居していた両親と私の保険料のはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和56年3月から60年1月までの期間の信用金庫口座の流動性預金移動元帳兼残高一覧表に引き落としが記載されている3人分の保険料は、自身及び両親の保険料であると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金番号払出表により、申立期間後の62年3月頃に払い出されたものと推認でき、オンライン記録により、申立期間直後の60年1月から61年3月までの保険料は62年4月30日に、61年4月から62年3月までの保険料は同年7月22日に、それぞれ過年度納付されたことが確認できること、61年6月から62年4月までの間における流動性預金移動元帳兼残高一覧表の引き落とし保険料額は2人分であることから、申立人が所持する流動性預金移動元帳兼残高一覧表に記載されている3人分の引き落とし保険料に申立人の分を含んでいるとは考えにくい。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から49年6月まで

私の両親は、私が20歳になった昭和41年\*月頃にA村役場（現在は、B市C区役所D出張所）で国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を農協で納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳の時に両親が加入手続を行い、保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号総括払出簿及びオンライン記録により、申立期間後の昭和51年5月から同年9月まで間に払い出されたものと推認できること、申立期間直後の49年7月から51年3月までの保険料は同年10月に過年度納付されたことがA村役場作成の国民年金被保険者名簿により確認でき、51年5月に払い出された場合には、申立期間の大部分が、当該過年度納付時点では、申立期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。